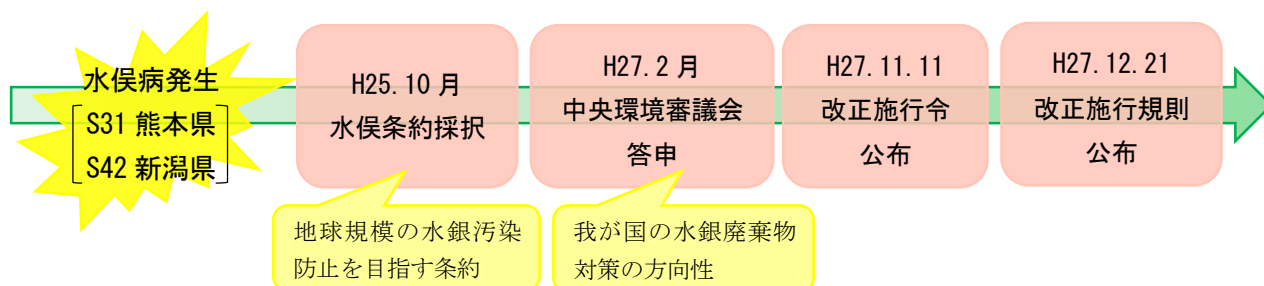


# 廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部改正について (水銀関係)

## 1 背景

昭和 31 年 昭和 42 年 … 平成 25 年 … 平成 27 年



## 2 改正内容

### (1) 廃水銀等及びその処理物を特別管理廃棄物に指定 (令第 1 条、第 2 条の 4) (規則第 1 条、第 1 条の 2)

特別管理廃棄物に指定されたもの

#### 【特別管理一般廃棄物】

- ① 水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
- ② 廃水銀を処分するために処理したものであって、基準（当該廃棄物を適切に精製したうえで、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と反応させ、生じた硫化水銀について固型化設備を用いて十分な量の結合剤により固型化する方法により処理したものであること。）に適合しないもの。

#### 【特別管理産業廃棄物】

- ① 廃水銀等：廃水銀及び廃水銀化合物のうち、事業活動に伴って生じたもの及び輸入されたものであって、ア 次の施設において生じたもの（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入されたものを除く。）
  1. 水銀若しくはその化合物を含む物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
  2. 水銀使用製品の製造の用に供する施設
  3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設
  4. 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
  5. 国又は地方公共団体の試験研究機関
  6. 大学及びその附属試験研究機関
  7. 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所イ 水銀汚染物又は水銀使用製品廃棄物から回収したもの
- ② 廃水銀等を処分するために処理したものであって、基準（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること。）に適合しないもの。

➡ 施行期日：平成 28 年 4 月 1 日

**(2) 処理基準の改正 (令第3条、第4条の2、第6条、第6条の5) (規則第1条の14、第8条の10、第8条の13)**

従来の処理基準に加え、別表1及び2のとおり廃棄物の種類ごとに基準を追加

**▶ 施行期日:平成 28 年4月1日(収集運搬・保管基準)**  
**平成 29 年 10 月1日(処分基準、水銀使用製品産業廃棄物処理基準)**

**(3) 産業廃棄物処理施設の追加 (令第7条)**

- ・「廃水銀等の硫化施設」を産業廃棄物処理施設に追加
- ・「廃水銀等の硫化施設」を告示・縦覧の対象となる施設に追加

**▶ 施行期日:平成 29 年 10 月1日**

**<別表1：一般廃棄物>**

**赤字：平成 28 年 4 月 1 日施行**

**青字：平成 29 年 10 月 1 日施行**

種 類	収集運搬 (積替保管含む)	処 分	
		処分又は再生	埋 立
廃水銀 (特管一廃)	・容器収納 ・容器の構造基準 (密閉可能等) ・積替え時は、環境省令 で定める必要な措置	環境大臣が定める方法で 硫化・固型化	基準の追加なし※ (※埋立禁止)
廃水銀を処分 するために 処理したもの (特管一廃)	基準の追加なし		
水銀処理物 (普通一廃)	基準の追加なし	基準の追加なし	・水面埋立禁止 ・環境省令で定める基準不適合→遮断型 ・環境省令で定める基準適合→管理型※ ※環境省令で定める必要な措置

・改正前の施行令第3条及び第4条の2で規定されていた処理基準も適用される。

・「水銀処理物」とは、廃水銀を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合するもの

<別表 2 : 産業廃棄物>

赤字 : 平成 28 年 4 月 1 日施行

青字 : 平成 29 年 10 月 1 日施行

種 類	収集運搬 (積替保管含む)	処 分	
		処分又は再生	埋 立
廃水銀等 (特管産廃)	・容器収納 ・容器の構造基準 (密閉可能等) ・積替え時は、環境省令 で定める必要な措置 (保管基準にも適用)	基準の追加なし	環境大臣が定める方法で硫化・固型化 (そのまま埋立てることは禁止)
廃水銀等を処分 するために 処理したもの (特管産廃)	基準の追加なし	基準の追加なし	・水面埋立禁止 ・環境省令で定める基準不適合→遮断型 ・環境省令で定める基準適合→管理型※ ※環境省令で定める必要な措置
水銀使用製品 産業廃棄物 (普通産廃)	・破碎禁止 ・他の物と区分 ・仕切りを設けて保管	・大気中への飛散防止措置 ・環境大臣が定める方法で水 銀回収 (環境省令で定める 割合以上に水銀を含むも の)	安定型への埋立禁止

- ・改正前の施行令第 6 条及び第 6 条の 5 で規定されていた処理基準も適用される。
- ・「水銀使用製品産業廃棄物」とは、水銀又はその化合物の使用製品が産業廃棄物となったもので、環境省令で定めるもの
- ・その他、「水銀含有ばいじん等 (水銀又はその化合物が含まれるばいじん等で、環境省令で定めるもの)」及び「水銀又はその化合物を含むばいじん等 (特定有害産業廃棄物)」の処分又は再生を行う場合、水銀使用製品産業廃棄物と同じ基準が適用される (改正施行令第 6 条第 1 項第 2 号ホ及び第 6 条の 5 第 1 項第 2 号チ関係)。